

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成 26 年 9 月 3 日（水） 8：13～8：36
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席  
＜WG 委員＞  
座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授  
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長  
＜提案者＞  
檜崎 達也 住友林業株式会社  
＜事務局＞  
富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理  
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長  
松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官  
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 「森林資源の持続的な育成を確実にし、林業の国際競争力強化のための企業による優良苗木の大規模生産への規制緩和」  
「農業・林業へのシカによる食害低減のための個体数調整への企業参加」  
「個人情報保護法緩和による森林の所有境界確定作業の促進」
  - 3 閉会
- 

○藤原次長 それでは、始めさせていただきます。

先月末までの 1 か月半、国家戦略特区の全国提案の募集をさせていただきましたが、その中から、国家戦略特区ワーキンググループの委員の方々から御指摘がございました、いくつかの項目についてのヒアリングということで、本日は、朝から関係省庁のヒアリングを含めて、早朝より、また、夕方遅くまでお願いをできればと思っております。

最初のヒアリングでございますが、住友林業株式会社から、御担当の檜崎様ほかにお出でいただいております。多くの御提案を頂戴しているわけでございますが、時間が限られておまして、30 分ということでございますので、10 分程度で、お急ぎで御説明いただいた上で、質疑応答とさせていただきますと思います。

議事と資料は、公開を原則としておりますが、よろしゅうございますでしょうか。あるいは、一部非公開という形の方がよろしいでしょうか。

○榎崎氏 公開というのは、ホームページ等ですか。

○藤原次長 そうです。

○榎崎氏 基本的には公開してもらっても。

○藤原次長 そうですか。では、一部非公開のところは、また、載せるときに御相談ください。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 早朝からお越しくださいませ、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○榎崎氏 弊社のほうから3点、御提案をさせていただいております。どれぐらい林業分野のことについて御存じなのか、ちょっと分からないのですけれども、いくつかその点も含めて説明させていただきます。

まず、1点目の提案は「森林試験の持続的な育成を確実にし、林業の国際競争力強化のための企業による優良苗木の大規模生産への規制緩和」というところです。

これにつきましては、これまで、国産材の使用率というのが約30%程度で、今後50%程度まで伸ばしていこうというのが国策としてあります。

特に今年度に入って、今まで森林が、まだ育成の段階にありましたが、これが使える、主伐の時期に来ているので、間伐というよりかは、まとまってばさっと切る皆伐、主伐を進めていくというような方向性が国のほうからも出ています。

今、現場でちょっと問題になっておりますのは何かというと、切った後に植えないといけないですね。これが、放ったらかしでも木は生えてくるのですけれども、国土の保全という面と、木材資源の循環利用という点では、切った後には植えたいということをやりたいのですけれども、まずは、国内で苗木が大幅に足りておりません。これを作っていけないといけないのですけれども、今のところ、過去からの流れで、樹苗組合という小規模、零細な事業者が苗木を。

○八田座長 ジュビョウというのは、どういう字を書くのですか、ビョウは分かるんですけども。

○榎崎氏 ジュというのは、樹木の樹です。

○八田座長 はい、分かりました。

○榎崎氏 苗木を作っておられるという、そういう状況があって、小規模、零細なので、大幅に苗木を急激に増やすということもなかなか難しいということと、あと、林野庁が推奨しています、コンテナ苗という施設園芸的な苗木の生産の仕方ですね。今までは、畑で作っていたのですけれども、そういったやり方というのも投資が伴うので、なかなか難しいのかなと思って、そういうところに、我々はやっているのですけれども、企業が参入できるような形になると、非常に国土の保全という面でも、木材の利用という面でも、持続

的な林業という面でも非常にいいかなと思っています。同時に苗木が安く作れますので、国際競争力の強化にも資するかなと思っています。

○八田座長 民間が入れない障害は何ですか。

○檜崎氏 障害は、苗木は補助事業の対象としてもらって、流通するという需給調整が行われているのですけれども、その需給調整をする苗木の生産者というものは、中小零細の苗木業者による苗木組合に入らないといけません。それなりの企業は、その苗木組合に入れないというような障壁があります。

これは、法的には入れるということになっているのですけれども、これは、あくまで県ごとの運用の面です。

○原委員 補助制度を受けられないということなのか、あるいは需給調整というのは、それとはまた別にあるのですか。

○檜崎氏 セットです。

○八田座長 需給調整は、補助の額で決まっているということなのですか、それとも、これ以上作ってはいけないよというのがあるのですか。

○檜崎氏 大体必要な苗木の本数と、あと、予算とかの面で、大体これぐらいという。

○八田座長 補助金の額。

○檜崎氏 補助金の額があります。

○八田座長 それが、実質的な需給調整をやっていると。

○檜崎氏 ただし、足りていないので、苗木を生産する余力がもっとあれば、補助金の額とかを見込んでいただけると。

○八田座長 補助金なしでやれないものなのですか。

○檜崎氏 補助金なしは、ちょっとしんどいですね。所有者の負担とかが発生して、そもそも植栽をするという行為そのものが、所有者が受け入れていただけない可能性が非常に高いです。林業というものは、補助金のもとに成り立っているというのが大前提なのですから。

○富屋室長代理 補助率は、2分の1ぐらいなのですか。

○檜崎氏 色々計算すると、基本的には68%ぐらいですね。

○八田座長 補助率が68%。

○檜崎氏 なので、できるだけ補助は活用しながら切ったところを植えていくという形をとらざるを得ないので、そうすると、できるだけ安い苗とか、苗木の絶対数が圧倒的に足りていないので、そこを供給していくというようなことを、少し企業的な観点でやっていきたいと。

○八田座長 苗木はやめたほうがいいですね。自然林にするには、自然林にも苗木が要るのですか。

○檜崎氏 それは、要る場合と要らない場合があります。放ったらかしていたら、それなりに回復をするような山もあります。ただし、木材としては使えないですね。

○八田座長 使わなくていいでしょう、そんな補助が要るのならやめたほうがいいですよ  
ね。

それで、自然林に戻す場合にも、その苗木が要る場合というのは、何割ぐらいあるの  
ですか。それは、山の保全のために補助金をつぎ込んでもやる必要がありますね。自然林に  
きちんと戻さなければいけないから、例えば、2割とか3割のスケールであるのですか。

○檜崎氏 それぐらいはあるかなと思います。これが1点目です。資源林としての循環と  
いうところが大前提です。

2点目は、シカの個体数調整に関する部分です。タイトルは「農業・林業へのシカによ  
る食害低減のための個体数調整への企業参加」というところです。

これは、農業分野もそうなのですけれども、林業分野も、先ほどの話ではないですけれ  
ども、植えたら、そのままにしておく、シカがほとんど食べてしまうというような問題  
で、資源の循環という面と国土の保全という面でもあまりよろしくない。

今の鳥獣保護法に基づいて、各都道府県が5か年、あと単年度の駆除の計画というのを  
立てて運用されています。運用はしているのですけれども、計画、特に今回提案させても  
らった兵庫県に関しては、ほぼ計画どおりに実施はされているみたいなのですけれども、  
それでも一向に食害というか、被害というのは減らないという状況があります。

これは、特に今年になって林業分野でも非常に騒がれているのですけれども、やはりシ  
カの絶対数が多いので、もう少しきちんと個体数コントロールをしていくと、駆除する、  
個体数を減らすというところ。

今は、お手元の資料にあるように、ツリーシェルターとかシカネットで対処療法はして  
いるのですけれども、根本的な解決になっていないので、個体数を減らすというのが必要  
かと思っています。

個体数を減らすのは、誰がやるのかといったときに、これも運用なのですけれども、都  
道府県の運用では、地元の方々、地元の猟友会などが行うというようなことに、運用上限  
定されているので、本当は、もっと個体数を減らさないといけないということになると、  
もう少し企業的に投資してアプローチをしたいなど、そういうことができないのかなと思  
っています。

特に、今回提案させてもらった養父市だと、農業被害も非常に多いということは聞いて  
いますので、その辺で一緒にやりたいと思っています。

ただ、これはビジネスとして、我々が参入するに当たって、どこからかお金をいただか  
ないといけないのですけれども、これに関しては、本当に行政からのお金をいただくとい  
う形のモデルしか、今のところは考えにくいのかなと、お金をいろんな人からいただく  
というのは、ちょっと難しいのかなというのは、正直感じているところです。

○八田座長 ということは、具体的に言えば、地元の猟友会も込みで、入札で決めればい  
いということですか。

○檜崎氏 そうですね。

○八田座長 入札に大手も入れるようにしたいと。

○檜崎氏 そうですね、そんな感じです。

3点目の提案は、これは、タイトルは「個人情報保護法緩和による森林の所有境界確定作業の促進」というところです。

追加で、今日1枚配らせていただいているのですけれども、林業の直面している課題というのは、色々あるのですけれども、一番の私が考える課題は、例えば、森林を管理したいとか、山を切りたいといったときに、所有者が、まず、はっきりとすぐに分からない。分かったとしても、どこからどこまでが、その所有者の山なのかが分からないというようなどころが非常に大きな問題になっております。

それは、東北の震災後の高台移転のときに、高台を開発するときに所有者が分からないとか、境界が分からないというのと全く同じ問題です。

本当は、例えば、登記簿とか、森林簿とかを見ると、そこに所有者の名前とかはあるのですけれども、それが古い、まだ、相続前の人の名前であったり、その更新が非常に遅いというところもあります。

一方で、市町村は、固定資産を払っていただかないといけないので、固定資産土地課税台帳というデータベースを個別に持っています。

ここに載っている所有者の名前というのは、相続された人の名前ではなくて、納税義務者の名前が載っています。納税義務者というのは、言い換えると、その土地の管理責任者なのですね。相続したかどうかはちょっと別ですけれども、管理責任者の名前が載っているのです、いわゆる意思決定者の方の名前が載っています。

例えば、住友林業なり、森林組合が山を管理するときに、ここの山の所有者が知りたいとか、境界が知りたいといったときに、その固定資産課税台帳に載っている名前を教えていただくと、所有者にコンタクトがすぐにとれるのです。ですけれども、今、個人情報保護の第8条によりますと、これがすぐには出せない、一定の手続を踏まないとは出せないというところになっております。

当然なのですけれども、お手元にお配りした、ここの下の部分のこういうふうな流れ、後で配らせていただいたものなのですけれども、こういう手続を踏まないといけなくて、これは、市役所、市町村役場にとっても非常に負担になっているという状況があります。

ですので、ここの部分をちょっと緩和していただくと、大幅に森林管理というものが進むかなと思っております。

○八田座長 これは、個人情報保護法の前はどうだったのですか。

○檜崎氏 これができる前ですか。

○八田座長 はい。

○檜崎氏 すみません、そこまで把握できておりませんが、ただ、もう一つ付け加えて言わせてもらいますと、この個人情報保護法を知っている方と、知らない方が行政の中にはおられて、全く知らない方は、情報をはいと出しているケースもありますし、知っ

ておられても、頼まれたら、はいとは渡しませんけれども、ちょっと見るだけねという感じで、こうやって見せる、それで書き取るような運用をしているところもあります。

ですので、事実上、違法に個人情報提供されている場合というのは、実は結構あるというふうに感覚的には思っておりますけれども、行政というか、国としては、そういう違法にやられているというのは、ちょっと認めるわけにはいかないと思うので、ここについては法律上、個人情報保護の8条の第3項のところ、相当の理由があるときは、出していいよというふうになっていますので、例えば、急に事故があつて、私が死んで、私の土地で死んだりして、そこの状況を知りたいときとか、そういうときには、緊急を要するときには出していいのですけれども、緊急を要するとき、文言で言うと、相当な理由があるときというのに、この森林の管理は含まれておりませんので、市町村から課税台帳の情報というのはいただけないという状況があります。だから、ここを少し、森林管理の緊急性とか、将来性というものを認めていただいて緩くしていただけると、いいかなと思っています。

○八田座長 それは、具体的に文言としてはどうしたらいいのですか。誰が見てもいいというふうにするのでしょうか。

○檜崎氏 どうでしょうね、そこはちょっと。

○八田座長 というのは、私はもう個人情報保護法を大幅に緩和すべきだと思っているけれども、だけれども実際問題として、これを理由に、全然そうでもない人がどんどんやったら、一応困りますね。だから、どういう資格要件を一応求めるのか。

○檜崎氏 これも以前に少し議論したのですが、例えば、Pマークみたいな、そういうプライバシー保護について、ちゃんと認証を持っているとか、そういう扱いをちゃんとしている組織であるというのは大前提だろうと思います。ただし、これは、林業分野では、これを取っている企業は全国で1社しかありません。岐阜県森林組合連合会という組織1社しかないです。あとは、1個も持っていないので。

○八田座長 これは、取るのは大変なのですか。

○檜崎氏 ちょっと大変だと思います。

○八田座長 では、そんなことはしなくてもいいようにというのが御希望なのですか。

○檜崎氏 それは、そうなのですけれども、ただ、ある程度のきちんとした情報管理は、今よりは、今はかなりずさんなので、これについてはもう少し制限を加えた上で。

○八田座長 完全に森林に関する要望を公開するのはどうなのですか。それは、何が困るのでしょうか。

○檜崎氏 そうすると、森林を買いに来る人とか、そういうのが大幅に増える可能性があります。

○八田座長 それでいいじゃないですか。

○檜崎氏 だから、逆を言うと、最近ちょっともめていたのは、例えば、外国の方が買いに来るとか。

○八田座長 それは、全然構わないじゃないですか。問題がある行為は外国人であろうと

日本人であろうと制限すればいいので、問題ない外国人が買いに来てても何の問題もないと思います。

○檜崎氏 原則は、そうだと思います。

○八田座長 日本人だって、外国でがんがんに買うべきでしょう。例えば、アメリカだと、固定資産税何ぼ払っているか、州によって違うけれども大体見られますね。それと同じようなことをすれば、本当は一番いいわけですね。そうでなかったら、このPマークというので、それは、それでいいというわけですか。

○檜崎氏 そうですね。Pマークはちょっと厳しいかなと、一般企業が取るにもちょっと厳しいので、何かそれに類似するような制度があるといいかなと思います。

○八田座長 不動産として、何か登録制度が必要だということですね。

○檜崎氏 登録制度みたいなのが必要かと思います。

○八田座長 分かりました。

○檜崎氏 それと、課税台帳に載っている情報も、土地の資産価値とか、そういうところまでは出すべきではないかと思っていますので、納税責任者が分かれば、あと、連絡先ぐらいが分かれば十分かなと思っています。

○八田座長 分かりました。

○檜崎氏 最初の苗木の話とシカの話については、少し企業的なビジネス的な側面というのも期待したいというところもあるのですけれども、最後の個人情報保護については、これは、ビジネスというよりかは、日本の森林管理全般の大幅な促進に資するものだと思いますので、もうかるかどうかは別の話だと思います。

○八田座長 個人情報保護法ができる前の状況がどうだったかというのもちょっと知りたいですね。

○檜崎氏 はい。

○八田座長 シカのは、とにかく入札にするという制度にできないかということで、まとめてよろしいのでしょうかね。

○檜崎氏 そうですね。

○八田座長 今の地元の猟友会だけではなくということですね。

○檜崎氏 はい。門戸を広げると、それで、いろんなおもしろい提案を入れていくということ。

○八田座長 それで、今の制約は何なのでしょうね。企業などに頼めないような、猟友会だけに頼っていることの今の規制とか、そういうものは。

○檜崎氏 これは、運用上なのですからけれども、鳥獣保護法の第7条に、特定鳥獣保護管理計画という、5か年の駆除の計画を立てるのですけれども、その中で、その計画を立てたり、その中で駆除をしていく役割が、県内の地域の人たちというふうに運用上限定されているので、外から入りにくいということです。地元のハンターだけがやっていると。だから、能力に限界があるということです。

○八田座長 そうしたら、例えば、入札のときには、どこが判断すればいいのですか。

○檜崎氏 県になるのですかね。

○八田座長 市町村でもいいと。

○檜崎氏 市町村と県と。

○八田座長 それから、種苗ですけれども、とにかく補助金でもってしか成立しない産業というのはやめたらいいと思うのです、根本的に。でも、国土の保全は重要です。そうすると、自然林にすれば、保全は維持できるわけだから、もし、放っておいたら自然林になりにくいというところに関しては、ありとあらゆる補助をする必要があると思うのですよ、国土の保全のために。

そして、その条件のもとだけで、あと、経済林としてやれるところならやってちょうだいというのが、住友林業にとっては困るかもしれないけれども、元来ならそうあるべきなのではないか。自然林に戻していくことに、積極的な政策が必要なのではないかと思うのですけれども。

というのは、例えば、宮崎とかもどんどん皆伐してそのまま放ったらかしですね。

○檜崎氏 それは、ありますね。

○八田座長 それで、保全のためには、ちゃんとやってもらいたいけれども、それもやっていないわけですね。だから、そこの切り分けが必要な気がするのですけれどもね。

○檜崎氏 植えにくくて、林業としてやっぱり成立しにくいところは、無理やり植えていくということは、そういう判断をしなくてもいいかなと思うのですけれども、先ほど言われたように、宮崎のような、本当に日本を代表する林業県のような場合は、切って植えて、それで人工林を循環させて産業として維持していくというような、木材資源を作っていくという観点も一方ではあるかなと思っていますのです。そのときに、やはり圧倒的に苗木が足りていないです、宮崎でも。

○八田座長 そうだけれども、補助が足りないというだけの話ですね。

○檜崎氏 お金の面も引っついてはくるのですけれども、今の状況を判断すると、苗木の数が足りない。もっと補助はできる、補助ばかり言って申し訳ないですけれども、苗木がもっと潤沢にあれば、その分補助ができて、皆伐跡地に植えられるというような状況はつくり出せます。

○八田座長 でも、苗木が普通に市場でできない理由は、別にそれが、さっきの需給調整が別のところでやられているわけではなくて、単に補助金がないだけなのです。もし、他で需給調整が行われているのなら、それは投入されるべきだと思うけれども。

○檜崎氏 今の状況だと、補助金が足りないという言い方もできるかもしれませんが、もっと県とかに聞き取りをすると、苗木がもう少しあれば、予算をつけられる。

○八田座長 そうすると、苗木の配当ですけれども、補助金がついてできると。それがどこに配られるかというのは、今度は価格の競争が行われているのですか。

○檜崎氏 いや、行われていないです。価格は調整されています。



- 八田座長 そこが問題ですね。
- 檜崎氏 自由な競争にはなっていないです。
- 八田座長 価格が上がれば、一番必要なところに配分されるわけですね。宮崎に配分され、要らないところには、とても高過ぎて無理だと、その価格の調整じゃないですかね。
- 檜崎氏 それは一つありますね。
- 八田座長 それになったら、補助も少なくとも済む。
- 檜崎氏 少なくて済みますね。
- 八田座長 結局は、それじゃないですか。
- 檜崎氏 だから、大規模に、これはいいかどうか分かりませんが、企業的にやる事ができれば、価格を下げる事ができます。競争力のある苗木を作ることができます。性能の高い苗木も作ることができます。
- 八田座長 今は全部価格が固定されている。
- 檜崎氏 県内で調整されています。
- 八田座長 県。
- 檜崎氏 県ごとに調整されています。
- 八田座長 そうしたら、今度は、県間移動はできないのですか。
- 檜崎氏 制限は一応あるのですけれども、ある程度できます。
- 八田座長 それで、そのときの価格は、どちらの価格で、例えば、福岡の苗木を、なるほど、しかし、どうも問題はこの価格の固定にありそうな気がしますね。
- どうもありがとうございました。
- では、他に。
- では、どうもありがとうございました。